

財団法人北区まちづくり公社冊子広告掲載募集要領

平成19年9月1日
要領第10号

(目的)

第1条 この要領は、財団法人北区まちづくり公社広告掲載取扱要綱(平成19年 月 日要綱第11号。以下「要綱」という。)第11条、第12条及び第13条の規定に基づき、財団法人北区まちづくり公社(以下「公社」という。)が発行する冊子に公募のうえ広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告を掲載する冊子及び広告の掲載位置)

第2条 広告を掲載する冊子は、まちづくり活動冊子「街よ!元気になるね」(B5版)とする。

2 広告の掲載位置は、原則として裏表紙及び頁下4分の1とする。

(広告の名称及び規格)

第3条 広告の名称及び規格は次のとおりとする。但し、事務局長が認める場合には、別に規格を定めることができる。

名称	規格
1号広告	縦×横 23.5cm × 16.0cm (概ね1ページ分)
2号広告	縦×横 11.6cm × 16.0cm (概ね1/2ページ分)
3号広告	縦×横 11.6cm × 7.9cm (概ね1/4ページ分)
4号広告	縦×横 5.7cm × 7.9cm (概ね1/8ページ分)
5号広告	縦×横 2.8cm × 7.9cm (概ね1/16ページ分)

(広告掲載料金)

第4条 広告の掲載料金は1枠1回につき次のとおりとする。但し、事務局長が別に定める規格の広告掲載料金は、前条1号広告から5号広告の規格の概ねの大きさをもって適用するものとする。

1号広告	100,000円
2号広告	50,000円
3号広告	30,000円
4号広告	20,000円
5号広告	10,000円

(広告掲載希望者の募集)

第5条 理事長は、冊子等で広告掲載希望者(以下「広告主」という。)を募集する。

2 募集枠数は、原則として1冊につき1号広告1枠及び3号広告20枠分のスペース枠とする。

3 募集は冊子発行前に一括して行う。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告主は、前条に規定する募集に応じようとするときは、財団法人北区まちづくり公社冊子広告掲載申込書(別記第1号様式)に掲載しようとする原稿案を添えて、理事長に提出するものとする。

(申込広告の審査)

第7条 事務局長は、前条の規定による申込みがあったときは、要綱第3条、第4条及び第10条の規定により、速やかに掲載申込のあった広告の内容を審査する。

2 前項の規定による審査に際し、事務局長は関係機関の意見を求めることができる。
(広告掲載の決定)

第8条 事務局長は、前条の規定により審査された広告から、速やかに掲載広告を選定し決定する。

2 前項に規定する決定に際し、要綱第10条に定める基準について同順位のもの複数ある場合は、抽選で決定するものとする。

3 事務局長は、第1項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、その結果を広告主に、財団法人北区まちづくり公社冊子広告掲載決定通知書(別記第2号様式)又は非決定通知書(別記第3号様式)により通知するものとする。

4 前項の規定により掲載の決定の通知を受けた広告主は、速やかに掲載広告の版下原稿を公社に提出するものとする。

(広告掲載料の納付)

第9条 掲載の決定の通知を受けた広告主は、理事長が指定する期日までに、広告掲載料を一括して前納するものとする。ただし、理事長が特別な理由があると認めた場合はこの限りではない。

(広告掲載料の不還付)

第10条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、掲載の決定の通知を受けた広告主の責によらない理由によって広告掲載ができない場合は、還付することができる。

(広告主の責任及び負担)

第11条 広告の内容及び版下原稿の作成経費は、掲載の決定の通知を受けた広告主の責任及び負担とする。

(版下原稿の作成及び提出)

第12条 掲載の決定の通知を受けた広告主は、EPS形式で保存した磁気データにより広告の版下を作成しなければならない。

2 刷り色並びに使用文字の書体及び大きさは、冊子において使用するものに準じるものとする。

3 掲載の決定の通知を受けた広告主は、掲載予定号の発行予定日の1か月前までに「完全版下」を作成し、原寸大に出力した紙原稿2枚及び磁気データを公社に提出しなければならない。

(広告掲載の取消し)

第13条 理事長は、次のいずれかに該当するときは、財団法人北区まちづくり公社冊子広告掲載決定取消通知書(別記第4号様式)の通知により、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 掲載の決定の通知を受けた広告主が広告掲載料を指定期限までに納付しなかったとき。

(2) 広報紙の編集発行上支障がある等理事長が必要と認めたとき。

(3) 版下原稿を指定期日までに提出しなかったとき。

付 則(平成19年8月23日事務局長決裁)

この要領は、平成19年9月1日から施行する。

付 則(平成20年2月15日事務局長決裁)

この要領は、平成20年2月15日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

財団法人北区まちづくり公社冊子広告掲載申込書

年 月 日

財団法人北区まちづくり公社 理事長 殿

財団法人北区まちづくり公社冊子広告掲載募集要領に基づき、下記のとおり広告掲載を申し込みます。

記

1 広告主

事業所名称	
代表者名	
所在地	
担当者氏名	
担当者連絡先	() -
FAX	() -
E-mail	
URL	http://

2 希望広告名称等

号広告	万円
-----	----

3 広告案 別紙のとおり

お申込みにあたってのご注意

広告掲載が決定しましたら、指定期日までに掲載料をお支払いください。


なお、一旦納入された掲載料は、広告主の責によらない理由で掲載しない場合以外、還付いたしません。

第2号様式（第8条関係）

財団法人北区まちづくり公社冊子広告掲載決定通知書

年 月 日

様

財団法人北区まちづくり公社 理事長 

年 月 日付で申込みのあった財団法人北区まちづくり公社冊子広告掲載について、下記のとおり掲載を決定したので通知します。

記

- 1 広告掲載号
- 2 掲載する広告（広告名称： 号広告）

第3号様式（第8条関係）

財団法人北区まちづくり公社冊子広告掲載非決定通知書

年 月 日

様

財団法人北区まちづくり公社 理事長



年 月 日付で申込みのあった財団法人北区まちづくり公社冊子広告掲載について、下記のとおり掲載できないことを決定したので通知します。

記


1 非掲載の理由

第4号様式（第13条関係）

財団法人北区まちづくり公社冊子広告掲載決定取消通知書

年 月 日

様

財団法人北区まちづくり公社 理事長 

年 月 日付で通知した財団法人北区まちづくり公社冊子広告掲載決定通知について、下記のとおり広告の掲載を取り消したので通知します。

記

1 掲載取消理由